

子女教育手当について

1. 概要

子女教育手当は、法律（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律）に基づき、在外職員の子女が海外で学校教育等を受けるのに必要な経費に充当するために支給され、その月額は子女一人につき18,000円です。支給を受けられるのは、4歳以上、原則として18歳未満の、海外で教育を受ける子女を有する在外職員です。

なお、授業料等の額が月額18,000円を上回る場合には、在外公館の所在地において就学可能で最も低廉と認められる学校の授業料等の額に基づき、一定の加算を行っています。

加算額の上限等は以下の通りです。

- (1) 幼児教育課程（4～5歳）：加算なし
- (2) 小・中学校課程：最高72,000円まで
- (3) 高等学校課程：最高63,000円まで

2. 在外職員の子女教育の実態（平成18年5月調査）

(1) 学校課程別・語学別の就学状況

（単位：人）

	日本語校	英語校	仏語校	その他の学校	合計
幼稚園等	—	—	—	—	283
小学校	267	313	15	19	614
中学校	71	128	5	7	211
高校	8	97	1	3	109
合計	346	538	21	29	1,217

(2) 高額な授業料の学校の例（平成18年9月現在）

公館名	学校名	語学	学校区分	授業料等月額
在クワバ総	インターナショナル・スクール	英語	小・中・高	254,011～261,453円
在ルウェー大	インターナショナル・スクール	英語	小・中・高	203,150～203,150円
在リアニア大	アメリカン・スクール	英語	小・中	184,165～223,832円
在イスラエル大	インターナショナル・スクール	英語	小・中・高	163,263～174,363円